

[事案 2019-97] 新契約無効等請求

・令和2年2月27日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、診断給付金のある契約とすること、解約した旧契約の既払込保険料を返還すること、契約の契約年齢を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月に契約したがん保険（契約①）について、以下の理由により、診断給付金のある契約とし、平成29年10月に契約したがん保険（契約②。契約①への切り替えに当たり1年間で解約済み）の既払込保険料を返還し、契約①の契約年齢を契約②の契約年齢に変更してほしい。

- (1)募集人の契約①の際の勧誘は、業界一、内容が一番、価格が一番低い等との説明で、一方的で強引であった。
- (2)募集人の説明が不十分であり、契約①と契約②の違いが十分に理解できなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約①の募集時に、契約②と同様に診断給付金を付けないことを申立人に確認し、意向確認を行った。
- (2)契約①および契約②の申込手続きに当たり、募集人による説明が不十分であったとは言えず、申立人の請求に応じる法的義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による説明や申込手続きに落ち度があるとは認められないが、契約②の内容につき、平成29年の契約説明時の申立人の理解が不十分であった可能性も考えられることから、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続きを終了した。